

議案第 80 号	三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正により、共済年金制度が厚生年金制度に統合されることに伴い、関連する法令改正に合わせて所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内容	<p>【関係法令】 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令）</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の法律による給付との調整（付則第 3 条） 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、旧共済組合期間を有する者が一元化法の施行日（平成 27 年 10 月 1 日）以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、次のとおり必要な改正を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 追加費用対象期間のある共済年金（一元化法附則第 41 条第 1 項又は第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金又は遺族共済年金）については、厚生年金と同様に取り扱う。 ② 公務上の災害に係る年金たる損害補償が支給される場合については、従来の調整率と異なる調整率を用いることとする。 <p>【施行期日】 公布の日（平成 27 年 10 月 1 日から遡及適用）</p>